

information お知らせ

子ども家庭支援センター親子遊びひろば等運営、地域組織化事業等実施及びファミリー・サポート・センター運営事業者募集

同事業を行う事業者を募集します。応募方法等、詳細は実施要領をご覧ください。

■応募受付期間 10月16日(月)～26日(木)

■選考方法 公募型プロポーザル方式

■実施要領 配布受付期間内に、子育て支援課(市役所第二庁舎3階)、子ども家庭支援センター、市ホームページ 子ども家庭支援センター ☎042-321-3161

小規模事業者持続化サポート補助金の活用を

対国の小規模事業者持続化補助金の交付確定を受けた市内事業者

■給付額 補助対象経費から国の小規模事業者持続化補助金および補助対象事業完了までに直接生じた収益金を差し引いた金額の2分の1(上限あり)

■他要件等 詳細は、市ホームページをご覧ください

■申請 令和6年3月31日(消印有効)までに、郵送で申請書(市ホームページからダウンロード可)に必要書類を添えて、経済産業振興係(〒184-8504住所不要 ☎042-387-9831)へ

令和6年度市職員募集

■採用予定人数 いずれも若干名

■試験日 要項をご覧ください

■採用予定日 令和6年4月1日(月)

※ただし、欠員等の状況に応じて、令和5年度内での採用となる場合があります

■要項配布場所 職員課、市役所第二庁舎1階受付、市ホームページ

■申請 11月7日(必着)までに、郵送で職員課人事研修係(〒184-8504住所不要・市役所本庁舎1階 ☎042-387-9808)へ



試験区分	職種	資格等要件
中級職	保育士A	平成8年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方で、保育士資格を有する方(令和6年3月末までに交付または取得見込みの方を含む)
中級職	保育士B	昭和53年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた方で、保育士資格を有し、保育所等における実務経験が令和6年3月31日現在、3年以上ある方

10月16日から 原油価格等高騰対策事業者支援事業補助金の申請受付を開始

市では、原油価格等高騰等により事業経営に影響を受けている対象者からの補助金の申請受付を開始します。

■対象業種 建設業・製造業・運輸業・卸売業のいずれかを営む市内中小企業者等

■補助金額 4月1日～12月31日に支出した事業経営に係るガソリン・灯油・軽油・重油・液化石油ガスの購入費用の合計額の区分に応じた金額(右表)

購入費用の合計額	補助金額
5万円以上10万円未満	1万円
10万円以上20万円未満	2万円
20万円以上30万円未満	4万円
30万円以上40万円未満	6万円
40万円以上50万円未満	8万円
50万円以上	10万円

■他 補助対象燃料費の変更申請を含め2回まで申請が可能です。2回目の交付額は1回目との差額を交付します。同一対象者の上限額は10万円。対象要件等詳細は、市ホームページをご覧ください。郵送での提出にご協力ください

■申請 令和6年1月31日(消印有効)までに、郵送または直接、申請書(市ホームページからダウンロード可)に必要書類を添えて、市原油価格等高騰対策事業者支援事業補助金受付窓口(〒184-8504住所不要・前原暫定集会施設 ☎050-2030-3207 ※10月16日より開設)へ

第40回 駅前放置自転車 クリーンキャンペーン 10月22日(日)～31日(火)

放置自転車をなくし、より良い環境をつくるために次のことを心掛けましょう。

▷駅の近くにお住まいの方は、健康のために歩きましょう

▷駅までバス利用できる方は、バスを利用しましょう

【放置禁止区域とは】

自転車等を放置することを禁止している区域で、駅周辺おおむね500m以内です。

駅周辺では、連日、放置自転車等の撤去をしています。放置自転車をなくすため、日ごろから、警察や地元住民の方のご協力をいただいています。

【撤去した自転車等の引き渡し】

撤去した自転車等は、次のとおり引き渡します。

引き取りがない場合は、おおむね2か月を経過した後、処分します。

■引渡日時 月曜・水曜・金曜日の午後1時～5時、火曜・木曜・土曜・日曜日の午前9時～午後5時(12月29日～1月3日を除く)

■引渡場所 貫井北町自転車保管所(貫井北町3

-23-13)

■撤去手数料 自転車=2,500円、原動機付自転車=4,000円

■持参するもの 本人もしくは代理人であることが確認できるもの(免許証・保険証等)、撤去手数料※所有者以外の方が引き取る場合は、委任状が必要です

【交通ルールを守りましょう】

自転車等の乱暴な運転で歩行中に危険な目に遭った、マナーが悪く不愉快な思いをした等の苦情が市に多く寄せられています。また最近ではスマートフォン等を使用しながら自転車を運転している方を見かけます。自転車を利用するときは、自転車安全利用五則を守り、歩行者に

迷惑をかけないようにしましょう。

【自転車駐車場のご利用を】

利用方法等は、各自転車駐車場または指定管理者のシルバー人材センター(☎0422-27-7117)にお問い合わせください。

■問い合わせ先 交通対策課交通対策係(☎042-387-9850)



一時利用可能な市営自転車駐車場

	自転車駐車場名	利用可能時間
武蔵小金井地区	武蔵小金井北第5	午前6時30分～午後8時(年末年始を除く)
	武蔵小金井南第7	午前8時30分～午後10時30分
東小金井地区	東小金井北第1 東小金井駅西側高架下B	全日
新小金井地区	新小金井西第1	午前6時30分～午後8時(年末年始を除く)

【自転車安全利用五則】

車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先

交差点では信号と一時停止
を守って、安全確認

夜間はライトを点灯

飲酒運転は禁止

ヘルメットを着用

